

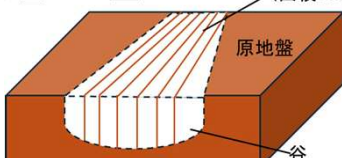
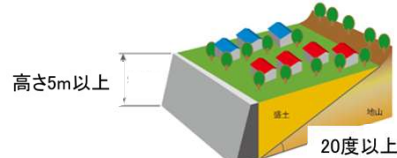
既存盛土等調査の概要

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。このほか、全国各地で違法な盛土等の崩落による被害が確認される等、災害の防止が喫緊の課題となっていたこと等を踏まえ、従来の「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなりました。

この既存盛土等の位置図は、既存盛土等の防災対策を進める出発点として、市民のみなさまと広く情報を共有するために作成・公表するものです。

既存盛土等とは

過去に行われた盛土等のことであり、下記の造成地を抽出しました。

既存盛土等の種類	形状	抽出基準
①谷埋め型盛土	谷の凹みを埋めた盛土 	盛土の面積が3,000㎡以上の谷埋め盛土
②腹付け型盛土	急斜面部に造成した、高さ5m以上の盛土。 	高さ5m以上の腹付け盛土
③平地盛土	平坦な土地に造成した盛土 	①・②以外で3000㎡以上の平地盛土
④切土	地盤を切ったもので、高さ5m以上の崖を生じるもの 	高さ5m以上の崖を生じる切土
⑤大規模盛土造成地 (平成30年度調査)	谷埋め型大規模盛土造成地 	盛土の面積が3,000㎡以上の谷埋め盛土
	腹付け型大規模盛土造成地 	盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上

(画像は国土交通省HP大規模盛土造成地の滑動崩落対策についてより引用)

既存盛土等位置の抽出方法

①基礎資料収集

既存盛土等の位置は過去と現在の地形や土地利用を比較判読して把握します。そのため、比較判読するための基礎資料として昭和30～40年代及び現在（令和4年）の地形図、1960年代等の空中写真及び現在（2019年）の空中写真を収集しました。

②既存盛土等の位置の抽出

位置図の作成は、二時期の空中写真・地形図の等高線を比較し、一定以上の地形の変化を読み取れる箇所を盛土等造成地として抽出します。



空中写真による判読例



等高線の比較による判読例

- ✖ 大雨や地震が起きた場合、既存盛土等位置図に示されている箇所が必ずしも危険というわけではありません。
- ✖ 既存盛土等位置図を作成するために使用した造成前の地形図は精度誤差があるため、盛土等の正確な位置を示したものではありません。
- ✖ 既存盛土等の土地ということで特別な手続きが必要になることはありません。

【国土交通省ウェブサイト】

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について
<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>
大規模盛土造成地の滑動崩落対策について
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000004.html

【お問い合わせ先】

船橋市建築部宅地課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
電話：047-436-2690 FAX：047-436-2716
<https://www.city.funabashi.lg.jp/>